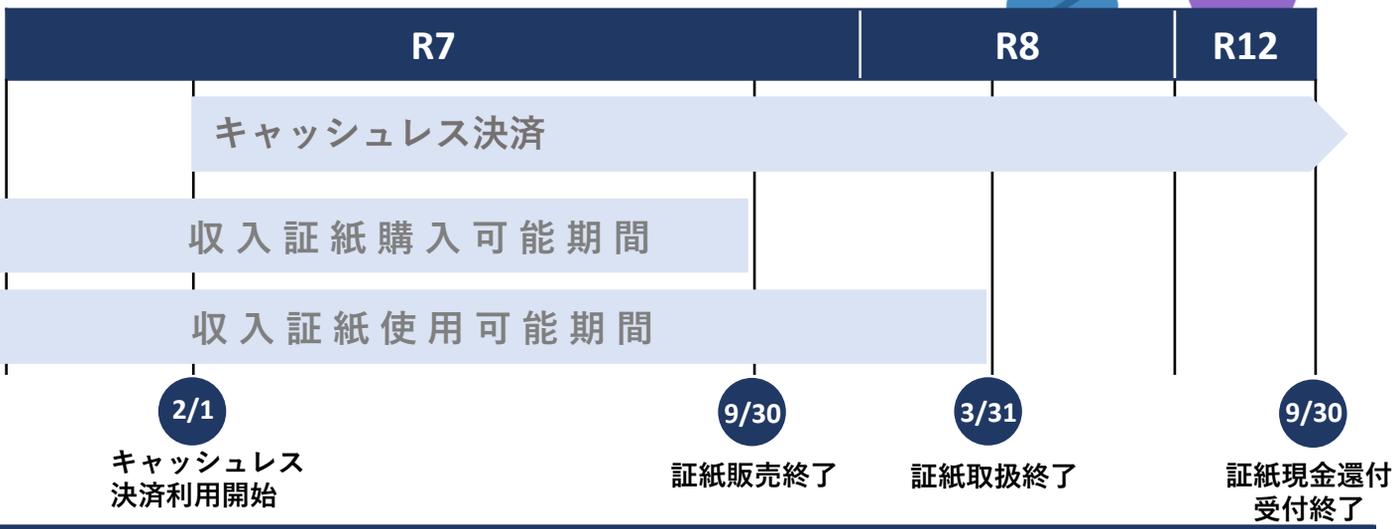


# 宮城県収入証紙は

証紙の現金還付  
はお早めに！

## 令和7年9月末で **販売終了** いたします

本県では県民サービスの利便性向上を図るため、令和7年2月より手数料等の支払いにおいてキャッシュレス決済が導入されています。それに伴い、現在使用されている収入証紙について令和7年9月末をもって販売終了、令和8年3月末をもって使用できなくなります。これまで収入証紙で手数料等を納入していた手続きについては収入証紙に代わる方法での納入が必要となります。



### 収入証紙に代わる決済方法

#### セルフレジ

県庁・合同庁舎・保健事務所

- ・無人型のセルフレジ
- ・キャッシュレス決済のほか現金での支払いも可能
- ・セルフレジから発行される「レシート（提出用）」を申請書に添付



#### キャッシュレス端末

県庁・合同庁舎以外

- ・職員が操作するキャッシュレス端末
- ・キャッシュレス決済のみ利用可能。（クレジットカード、電子マネー、コード決済）※現金での支払いは不可



#### 電子申請

オンライン

- ・申請から支払いまでオンラインで一括して行うことが可能な手続き
- ・クレジットカード及びPayPayのみ使用可能

※遊漁船業に係る申請フォームは下記のHPにアップロードしています。

[遊漁船業者の登録について - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](http://pref.miyagi.jp)

# セルフレジ操作方法

## STEP1 セルフレジへ行く

- 申請書の準備ができたならお近くのセルフレジへ向かってください。
- セルフレジの設置場所は右記のとおりです。

## STEP2 タッチパネル操作

- セルフレジのタッチパネルから手続きを選択してください。

水産林業 ▶ 遊漁船業 ▶ 遊漁船登録  
(新規)  
or  
遊漁船登録  
(更新)

## STEP3 お支払い

- クレジットカード、電子マネー、コード決済、現金で手数料を支払ってください。

## STEP4 レシート受け取り

- レシート（提出用）が発行されますので、申請書に添付し提出してください。



## セルフレジ設置箇所

宮城県庁	仙台市青葉区本町3-8-1
仙台合同庁舎	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17
大河原合同庁舎	大河原町字南129-1
大崎合同庁舎	大崎市古川旭4-1-1
栗原合同庁舎	栗原市築館藤木5-1
登米合同庁舎	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5
石巻合同庁舎	石巻市あゆみ野5-7
気仙沼合同庁舎	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6
塩釜保健所	塩釜市北浜4-8-15
塩釜保健所岩沼支所	岩沼市中央3-1-18
塩釜保健所黒川支所	富谷市ひより台2-42-2
気仙沼保健所	気仙沼市東新城3-3-3

# 各水産漁港部で利用可能な決済方法

	セルフレジ	キャッシュレス 端末	電子申請
気仙沼地方振興事務所水産漁港部 (気仙沼合同庁舎内)	○	×	○ ※来庁不要
東部地方振興事務所水産漁港部 (石巻合同庁舎内)	○	×	○ ※来庁不要
仙台地方振興事務所水産漁港部 (単独庁舎)	×	○	○ ※来庁不要

※1km程離れた塩釜保健所で購入可

※セルフレジについてはどこで購入したレシートでも利用可能です。

○遊漁船業の登録、更新手数料 新規登録：20,000円 更新登録：16,000円  
その他は手数料はかかりません